

# 福島県保育士修学資金特別貸付の手引き

## 【書類の提出先及び問合せ先】

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会  
保育士修学資金特別貸付担当  
〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地  
電話：024-523-1256

# 目 次

I	福島県保育士修学資金特別貸付の概要	P. 1
II	申請手続き等	P. 2
III	貸付申請手続き	P. 3
IV	手続きに必要な提出書類	P. 7
V	資料	P. 9
	福島県保育士修学資金特別貸付実施要領	P.10
	様式集	P.15

## I 福島県保育士修学資金特別貸付の概要

### 【特別貸付の概要】

福島県保育士修学資金特別貸付（以下「特別貸付」）は、保育士の資格取得を目指す学生が、経済的理由により保育士養成施設への進学をあきらめることのないよう、保育士養成施設入学前に修学資金の一部を貸し付けるものです。

### 1 実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」）

### 2 貸付対象者

貸付対象者は、福島県内の保育士養成施設に推薦選考により進学し、卒業後、県内の別表に定める施設等において、保育士として保育業務に従事しようとする者であって、次のすべての要件を満たす方です。

- ①貸付申請時に、生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯に属する方。
- ②県内の保育士養成施設が実施する推薦選考を受験し、合格した方。
- ③合格後、所定の期日までに入学手続きを完了する見込みの方。
- ④保育士養成施設に入学後、平成 28 年 2 月 3 日付け厚生労働省発雇児 0203 号第 3 号「保育士修学資金の貸付け等について（厚生労働事務次官通知）」及び平成 28 年 2 月 3 日付け雇児発 0203 号第 2 号「保育士修学資金貸付等制度の運営について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づく、「保育士修学資金貸付」を申請し、第 1 回目の資金交付後、本事業による貸付金の返還を確約する方。

※「保育士養成施設」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 に基づき、都道府県知事が指定する保育士を養成する学校その他の施設です。

※上記④の貸付を受けるためには、学業成績が優秀であって、かつ、修学のための同種の資金を他から借り受けていないこと（日本学生支援機構の奨学金及び日本政策金融公庫の教育支援資金を除く。）等の条件がありますので、留意してください。

※保育士養成施設に入学後、「保育士修学資金貸付」申請の際に「高等教育の修学支援新制度」との併用については、次のような取り扱いとなりますので、留意してください。（大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書の添付が必要になります。）

- ①「授業料等の資金及び入学準備金」に関しては、修学支援新制度による授業料等の減免額を差し引いた後も自己負担が生じる場合、自己負担額の範囲内での貸付が可能です。
- ②「就職準備金」に関しては、貸付が可能です。
- ③「生活費加算」に関しては、目的が重複するため、貸付できません。

### 3 貸付対象者の推薦

特別貸付を申請する方は、在学する高等学校の推薦が必要です。

#### 4 募集人員 10名（予定）

#### 5 貸付額

貸付額は、500,000円以内とする。

その内訳は、前期の学費相当分として300,000円以内、入学準備金として200,000円以内とします。

#### 6 資金の交付

貸付契約締結後、指定口座に一括して振り込みます。

#### 7 貸付利子

貸付利子は、無利子です。

※貸付契約の解除に該当し、貸付金返還の対象となり、期日までに返還されない場合は、返還すべき額に年3パーセントの延滞利子を徴収します。

#### 8 連帯保証人

貸付申請者は、連帯保証人（独立の生計を営む成年者）を立てなければなりません。

貸付申請者が未成年の場合は、原則として親権者又は後見人となります。

ただし、親権者等がその債務を負担できない状況にあるときは、債務を連帯して保証できる者を立てなければなりません。

※連帯保証人は、貸付申請者が本貸付金の返還を求められた場合、連帯して貸付金の返還債務を負担することになりますので、留意してください。

## II 申請手続き等

特別貸付を希望する場合は、以下により、在学する高等学校を經由して、「県社協」に提出してください。

### 【提出書類】

- ①保育士修学資金特別貸付申請書（様式1）
- ②申請者の住民票抄本
- ③所得のある家族全員（年金所得者含む）及び連帯保証人の源泉徴収票（写）又は課税（所得）証明書
- ④進学する養成施設の推薦入学合格証の写し
- ⑤在学する高等学校の成績証明書等
- ⑥福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- ⑦保育士修学資金特別貸付借入申込に関する福祉事務所長の意見書（様式3）

※生活保護受給世帯に属する方が申請する場合は、上記①～⑦の書類を提出。

市町村民税非課税世帯に属する方が申請する場合は、上記①～⑤の書類を提出。

### 1 審査及び決定

県社協会長は、貸付申請者から提出のあった書類及び学校からの推薦書等をもって審査し、貸付けの可否を決定し、推薦のあった学校を經由して、貸付申請者に通知します。

なお、審査内容については、開示いたしません。

### 2 資金の交付

貸付決定の通知後、14日以内に借用証書等を提出していただきます。

提出された借用証書等に不備がなければ、速やかに資金を交付します。

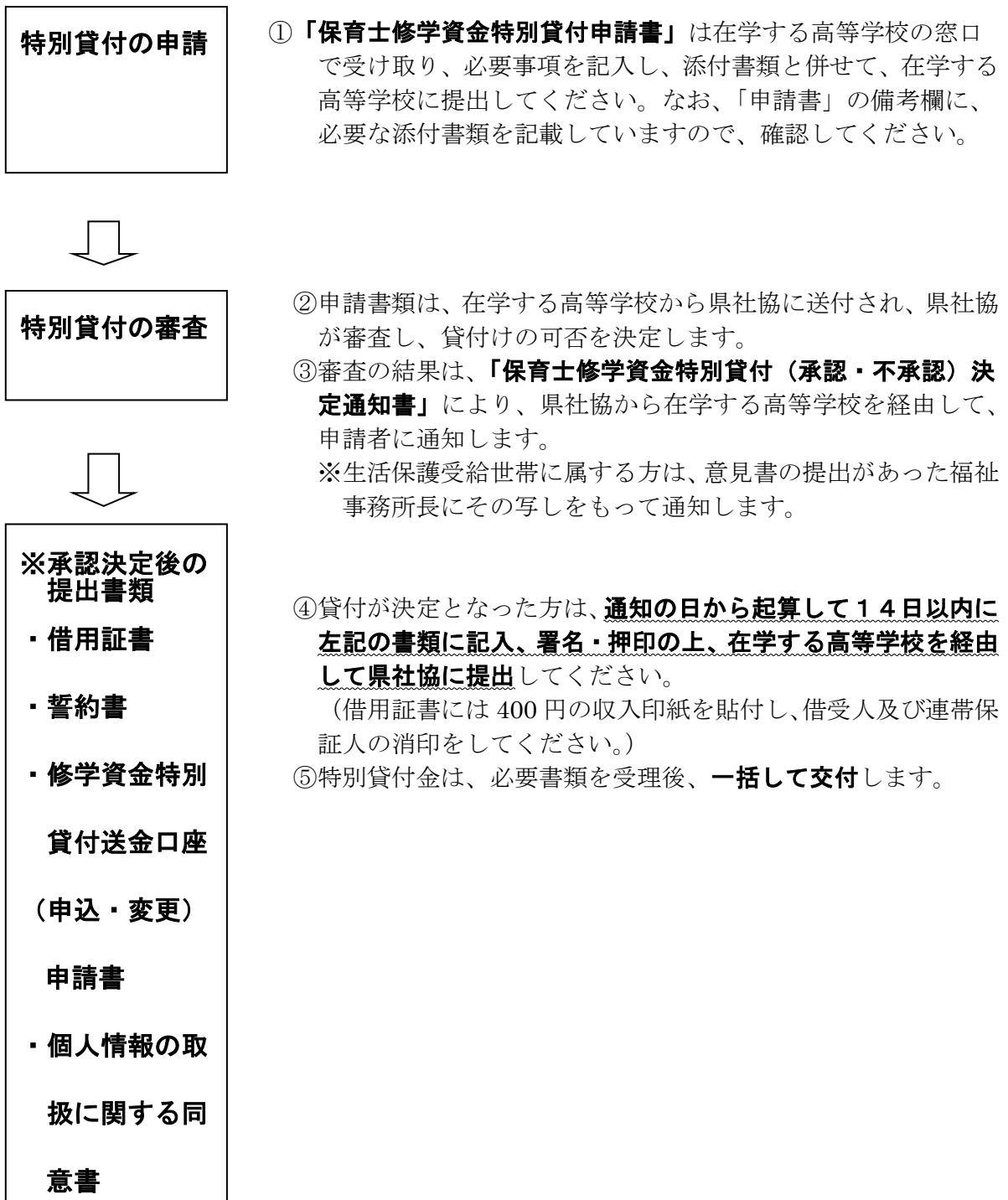
### 3 資金の返還

特別貸付金の返還は、養成施設に入学後、「保育士修学資金貸付」を申請し、修学資金貸付の第1回目に交付される資金と相殺することにより、全額返還していただきます。

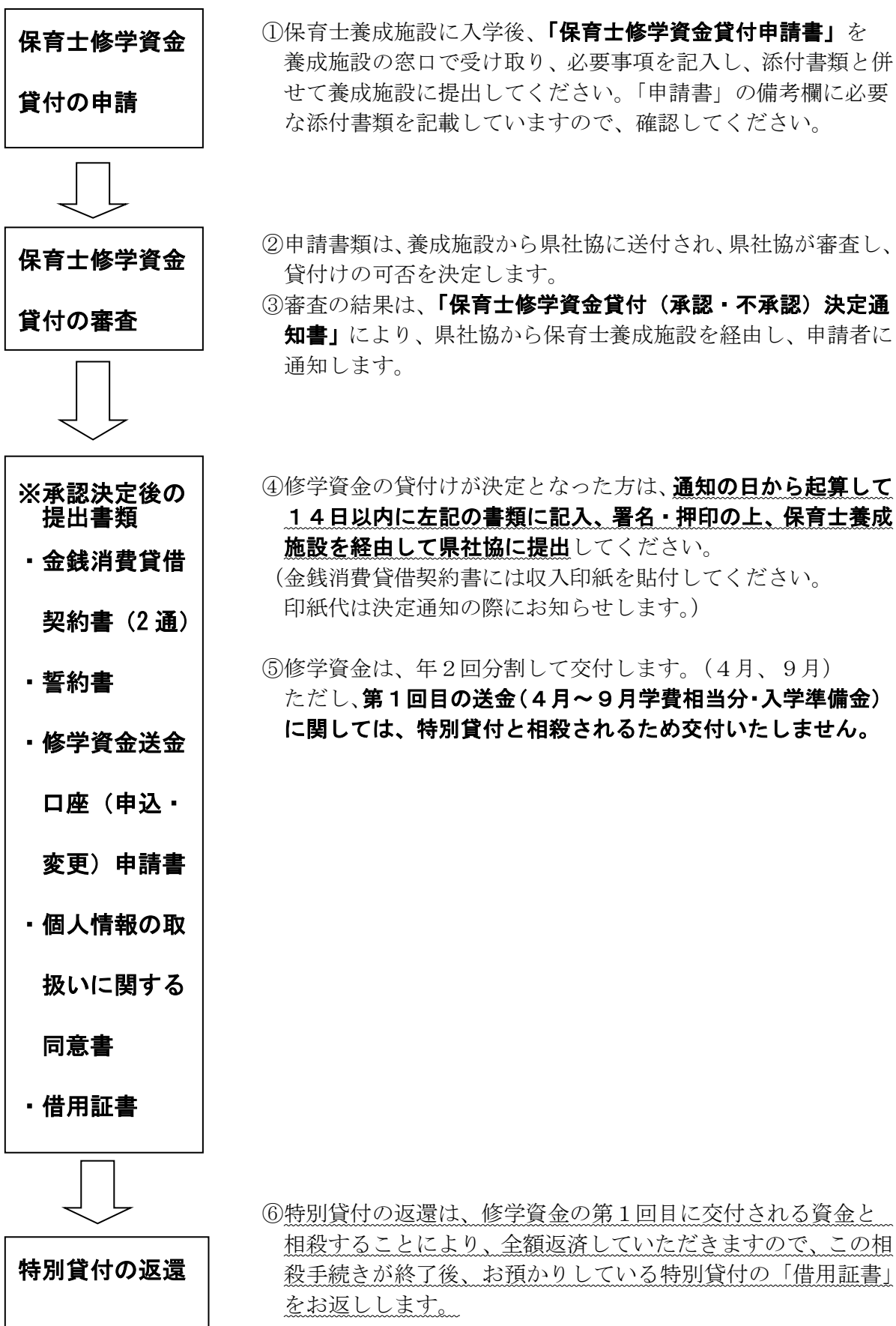
⇒ 詳しくは、「福島県保育士修学資金特別貸付実施要領」をご確認ください。

## Ⅲ 貸付申請手続き

### (1) 特別貸付の申込み



## (2) 保育士養成施設に入学後の手続き



<別表>

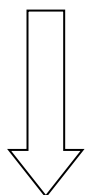
福島県保育士修学資金の対象業務

- 1 福島県内において以下の施設等で保育業務に従事すること
  - (1) 障害児通所支援（児童発達支援または放課後等デイサービス）を行なう児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設
  - (2) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
  - (3) 児童相談所の児童を一時保護する施設
  - (4) 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（指定保育士養成施設）
  - (5) 幼稚園のうち、次に掲げるもの
    - ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
    - ②「認定こども園」への移行を予定している施設
  - (6) 認定こども園
  - (7) 認可外保育施設のうち、次に掲げるもの
    - ①児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
    - ②上記①に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
    - ③雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
    - ④「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発第0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
  - (8) 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
  - (9) 一時預かり事業、病児保育事業
  - (10) 放課後児童健全育成事業
- 2 全国を区域とする以下の施設において保育士としての業務に従事すること
  - (1) 国立児童自立支援施設
  - (2) 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設
  - (3) 医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」

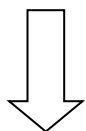
### (3) 特別貸付の返還の場合

特別貸付の貸付を辞退したとき、又は虚偽その他不正な方法により特別貸付の貸付を受けたことが明らかになった場合など、貸付契約の解除に該当する場合は、貸付けた特別貸付を全額返還していただくことになります。

返還届の提出



貸付金の返還



借用証書の返還

- ① 特別貸付を受けた者（以下「借受人」）は返還となる事由が発生した日から14日以内に「**保育士修学資金特別貸付返還届**」を県社協に直接、提出してください。

その後、県社協から「**保育士修学資金特別貸付返還通知書**」を送付します。貸付金は一括返還となります。

※連帯保証人に返還の内容を報告しておいてください。

- ② 「**保育士修学資金特別貸付返還通知書**」に記載された返還方法により、直ちに返還していただきます。
- ③ 返還金は、県社協の指定金融機関の口座へ送金していただきます。
- ④ **納付指定日を過ぎた場合は、返還すべき額に年3%の延滞利子を加算**します。
- ⑤ 返還が完了した場合は、県社協がお預かりしている「**借用証書**」をお返しします。

### (4) その他の手続き

住所・氏名・勤務先等を変更した場合（届出内容に変更があった場合）

- ① 借受人及び連帯保証人に住所等の変更があった場合は、その都度借受人にあっては「**保育士修学資金特別貸付借受人異動事項等届出書**」、連帯保証人の場合は「**保育士修学資金特別貸付連帯保証人届出事項変更書**」により、直ちに県社協に提出してください。



## IV 手続きに必要な提出書類

### 【養成施設入学前】

#### (1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	保育士修学資金特別貸付申請書	様式 1	※貸付審査後、県社協は保育士修学資金特別貸付（承認・不承認）決定通知書を、高等学校を經由して申請者に通知しますので、 <u>14日以内</u> （「貸付が決定したとき」）に必要な書類を、高等学校を經由して県社協に提出してください。
	住民票の抄本	市町村発行	
	高等学校の成績証明書	学校長発行	
	特別貸付推薦書	様式 2	
	所得のある家族全員（年金所得者含む）及び連帯保証人の源泉徴収票（写）又は課税（所得）証明書	源泉徴収票は勤務先発行、課税（所得）証明書は市町村発行	
	福祉事務所長意見書	様式 3	
貸付が決定したとき	誓約書	様式 5	※「福祉事務所長意見書」は、生活保護受給世帯に属する方のみです。
	保育士修学資金特別貸付送金口座（申込・変更）申請書	様式 6	
	個人情報の取扱に関する同意書（借受人及び連帯保証人）	様式 7	
	特別貸付借用証書	様式 8	

#### (2) 貸付の決定の後、変更がある場合、または貸付が解除になった場合に提出するもの

変更事項	提出書類	様 式	備 考
借受人及び連帯保証人の住所・氏名・勤務先等の変更	保育士修学資金特別貸付借受人異動事項等届出書	様式 9	
	保育士修学資金特別貸付連帯保証人届出事項変更書	様式 10	
休学・停学・復学したとき	保育士修学資金特別貸付現況届（休学・停学・退学・復学等）	様式 11	
退学したとき 貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき	保育士修学資金特別貸付現況届（休学・停学・退学・復学等）	様式 11	「保育士修学資金特別貸付返還通知書」を送付します。貸付金は一括返還となります。
	保育士修学資金特別貸付返還届	様式 12	
死亡したとき	保育士修学資金特別貸付借受人異動事項等届出書	様式 9	※死亡診断書等、事実を確認できる書類を添付して県社協に直ちに届出してください。
	保育士修学資金特別貸付返還届	様式 12	

#### (3) 返還に至った場合、提出するもの ※貸付条件に反した場合

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還する事項に該当	保育士修学資金特別貸付返還届	様式 12	速やかに県社協に提出してください。



# V 資 料

福島県保育士修学資金特別貸付実施要領  
様式集

## 福島県保育士修学資金特別貸付実施要領

### (目的)

第1 この実施要領は、保育士資格の取得を目指す学生が、経済的理由により保育士養成施設への進学をあきらめることのないよう、保育士養成施設入学前に修学資金を貸し付けることにより、県内の保育人材の育成及び確保を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2 福島県保育士修学資金特別貸付（以下「特別貸付」という。）は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

### (貸付対象者)

第3 貸付対象者は、福島県内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事が指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に推薦選考により進学し、卒業後、県内の別表に定める施設等において保育士として児童の保護等の業務（以下「保育業務」という。）に従事しようとする者であって、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 貸付申請時に、生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯に属する者。
- (2) 県内の養成施設が実施する推薦選考を受験し、合格した者。
- (3) 合格後、所定の期日までに入学手続きを完了する見込みの者。
- (4) 養成施設入学後、平成28年2月3日付け厚生労働省発雇児0203号第3号「保育士修学資金の貸付け等について（厚生労働事務次官通知）」及び平成28年2月3日付け雇児発0203号第2号「保育士修学資金貸付等制度の運営について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づく、「保育士修学資金貸付」を申請し、第1回目の資金交付後、本事業による貸付金の返還を確約する者。

### (貸付対象者の推薦及び募集人数)

第4 特別貸付を申請する者（以下「貸付申請者」という。）は、在学する高等学校の長の推薦を要するものとし、募集を行う人数は別に定める。

### (貸付額)

第5 特別貸付の貸付額は、500,000円以内とする。

その内訳は、前期の学費相当分として300,000円以内、入学準備金として200,000円以内とする。

### (貸付方法及び利子)

第6 特別貸付は、県社協会長と第3による貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

2 特別貸付の貸付利子は、無利子とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が正当な理由がなく特別貸付を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収するものとする。

### (貸付の申請)

第7 貸付申請者は、次の書類を在学する高等学校の長に提出するものとし、高等学校の長は、別に定める期日までに保育士修学資金特別貸付推薦書（様式2）を添えて県社協会長に提出するものとする。なお、次の提出書類のうち、(6)から(7)については、生活保護受給世帯の方に限る。

- (1) 保育士修学資金特別貸付申請書（様式1）

- (2) 住民票の抄本
- (3) 申請者又は申請者と生計を一つにする家族の所得が確認できる書類
- (4) 進学する養成施設の推薦入学合格証の写し
- (5) 在学する高等学校の成績証明書等
- (6) 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- (7) 保育士修学資金特別貸付借入申込に関する福祉事務所長の意見書（様式3）

（連帯保証人）

第8 貸付申請者は、連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とし、貸付申請者と連帯して貸付金の返還債務を負担するものとする。ただし、貸付申請者が未成年者である場合には、原則として連帯保証人は法定代理人とする。

- 2 前項の法定代理人が、その債務を負担できないときは、債務を連帯して保証できる者を立てるものとする。
- 3 連帯保証人の住所、連絡先、勤務先等の届出事項に変更がある場合は、保育士修学資金特別貸付連帯保証人届出事項変更書（様式10）を県社協会長に届出しなければならない。

（審査及び決定）

第9 県社協会長は、貸付申請者から提出のあった書類及び高等学校の長からの推薦書等をもって審査し、貸付の可否を決定するものとする。

- 2 県社協会長は、前項による審査の結果を保育士修学資金特別貸付（承認・不承認）決定通知書（様式4）により、特別貸付の推薦のあった高等学校を経由して申請者に通知するものとする。なお、貸付申請者のうち、生活保護受給世帯の者については、意見書の提出があった福祉事務所長にその写しをもって通知するものとする。

（貸付に係る契約等）

第10 第9により特別貸付の決定通知を受けた貸付申請者は、通知のあった日から起算して14日以内に在学する高等学校を経由して、次の書類を県社協会長に提出するものとする。

- (1) 保育士修学資金特別貸付借用証書（様式8）
  - (2) 誓約書（様式5）
  - (3) 保育士修学資金特別貸付送金口座（申込・変更）申請書（様式6）
  - (4) 福島県保育士修学資金特別貸付に伴う個人情報の取扱に関する同意書（様式7）
- 2 前項による期間内に書類の提出がない場合は、特別貸付の貸付を辞退したものとみなす。

（特別貸付の交付）

第11 県社協会長は、第10による提出書類を受理したときは、当該貸付決定に係る特別貸付金を交付するものとする。

- 2 特別貸付金は、保育士修学資金特別貸付送金口座（申込・変更）申請書（様式6）により申出のあった口座に振込により一括送金するものとする。

（貸付契約の解除）

第12 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。

- (1) 特別貸付の貸付を辞退したとき。
- (2) 虚偽その他不正な方法により特別貸付の貸付を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他特別貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返 還)

第 13 特別貸付の借受人は、養成施設入学後、第 3 の (4) に規定する「保育士修学資金貸付」を申請し、第 1 回目の修学資金の交付を受けた後、本事業による特別貸付金を返還するものとし、返還に際しては、本事業による債権と修学資金貸付による債務を相殺するものとする。

- 2 借受人が第 12 の規定に該当した場合は、貸付額を一括返還するものとする。
- 3 借受人は、前項に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から 14 日以内に保育士修学資金特別貸付返還届 (様式 12) を県社協会長に提出しなければならない。
- 4 県社協会長は、前項の保育士修学資金特別貸付返還届に基づき、保育士修学資金特別貸付返還通知書 (様式 13) により当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(延滞利子)

第 14 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に付き年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

- 2 前項に規定する延滞利子の計算については、年 365 日として計算するものとする。
- 3 計算した延滞利子の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(届出義務)

第 15 借受人は、貸付金の返還が終わるまでの間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届出しなければならない。

- (1) 借受人の住所・氏名、その他の重要な事項に変更があったとき。(様式 9)
- (2) 連帯保証人の氏名・住所・勤務先、その他の重要な事項に変更があったとき。  
(様式 10)

(3) 借受人が在学中の学校を休学、停学、退学、復学等をしたとき。(様式 11)

- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は保育士修学資金特別貸付借受人異動事項等届出書 (様式 9) に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届出しなければならない。

(その他)

第 16 県社協会長は、第 15 に定める事項のほか、必要があるときは、借受人に対し、特別貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 4 日から施行する。

ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

## <別表>

### 福島県保育士修学資金特別貸付の対象業務

- 1 福島県内において以下の施設等で保育業務に従事すること
  - (1) 障害児通所支援（児童発達支援または放課後等デイサービス）を行なう児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設
  - (2) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
  - (3) 児童相談所の児童を一時保護する施設
  - (4) 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（指定保育士養成施設）
  - (5) 幼稚園のうち、次に掲げるもの
    - ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
    - ②「認定こども園」への移行を予定している施設
  - (6) 認定こども園
  - (7) 認可外保育施設のうち、次に掲げるもの
    - ①児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
    - ②上記①に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
    - ③雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
    - ④「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発第0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
  - (8) 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
  - (9) 一時預かり事業、病児保育事業
  - (10) 放課後児童健全育成事業
- 2 全国を区域とする以下の施設において保育士としての業務に従事すること
  - (1) 国立児童自立支援施設
  - (2) 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設
  - (3) 医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」





## 【様式集】

特別貸付に関する以下の書類は次ページ以降にありますので、必要なものをコピーしてお使いください。

注) ※のある様式については、本会が発行するものです。

### <様式一覧>

- |        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 様式 1   | 保育士修学資金特別貸付申請書                   |
| 様式 2   | 特別貸付推薦書                          |
| 様式 3   | 福祉事務所長意見書                        |
| ※様式 4  | 保育士修学資金特別貸付（承認・不承認）決定通知書         |
| 様式 5   | 誓約書                              |
| 様式 6   | 保育士修学資金特別貸付送金口座（申込・変更）申請書        |
| ※様式 7  | 福島県保育士修学資金特別貸付に伴う個人情報の取扱いに関する同意書 |
| ※様式 8  | 保育士修学資金特別貸付借用証書                  |
| 様式 9   | 保育士修学資金特別貸付借受人異動事項等届出書           |
| 様式 10  | 保育士修学資金特別貸付連帯保証人届出事項変更書          |
| 様式 11  | 保育士修学資金特別貸付 現況届（休学・停学・退学・復学等）    |
| 様式 12  | 保育士修学資金特別貸付返還届                   |
| ※様式 13 | 保育士修学資金特別貸付返還通知書                 |

## 保育士修学資金特別貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

福島県保育士修学資金特別貸付事業実施要綱の規定により、保育士修学資金特別貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。※印の欄には、記入しないでください。

貸付希望種別	保育士特別貸付	※借受人番号		
		※貸付年月日	年	月 日
在学学校名				
入学予定養成施設				
フリガナ				
申請者氏名	Ⓜ			
生年月日	年	月	日生	(満 歳)
住所(住民票)	〒			
現住所	〒			
本籍地				
電 話			携帯電話	
借用希望 期間・金額	年 月 日 から		年 月 日まで ( 月間) ※最大6か月まで	
	①修学資金	円(内訳)	月額	円× 月
			※月額 50,000円以内	
	②入学準備金(20万円以内)		円	
	合 計	①+② 円		
他の貸付金の借入状況	ア. 借入れている		イ. 借入っていない	
	※他の貸付金を借入れている場合	名称 金額 借入期間 年 月 ~ 年 月 借入状況 借入中 返済中 猶予(据置)中		
高等教育の修学支援新制度	授業料・入学金の免除/減免(授業料等減免認定結果通知書(写)を添付) 申込み予定 ア あり イ なし			
生活保護受給状況	ア 受けている(福祉事務所長が発行する「生活保護受給証明書」を添付) イ 受けていない			
卒業後の希望就職先	第一希望			
	第二希望			

生計を一つにする家族状況	氏名	続柄	年齢	同居・別居	勤務先・学校名等	年収(円)
		申請者				
				同居・別居		
				同居・別居		
				同居・別居		
				同居・別居		
				同居・別居		
				同居・別居		

※学校は、「公立又は私立」の別を明記してください。

連 帯 保 証 人 ( 予 定 者 )			
フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
氏名			
申請者との関係		家族数	人
現住所	〒		
電話番号		携帯電話	
勤務先名			
雇用形態	正規職員・臨時職員・パート・その他 ( )		
職 種		年収 (税込)	円
勤務先住所等	〒		勤務年数
	電話 ( )		

<添付書類>

※必須

- 1  申請者の住民票抄本
- 2  進学する養成施設の推薦入学合格証の写し
- 3  高等学校長の推薦書(様式2)
- 4  高等学校の成績証明書
- 5  所得のある家族全員(年金所得者含む)の源泉徴収票(写)又は課税(所得)証明書
- 6  連帯保証人(予定者)の源泉徴収票(写)又は課税(所得)証明書

※連帯保証人(予定者)が申請者の家族である場合は、上記5に替えるものとする。

※該当者のみ

- 7  福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- 8  保育士修学資金特別貸付借入申込に関する福祉事務所長意見書(様式3)

※この申請書及び関係書類は、申請者が在学している高等学校に提出してください。

※提出された書類は返還いたしませんので、予めご了承ください。

(様式2)

## 保育士修学資金特別貸付推薦書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

在学する高等学校の所在地

電話番号

在学する高等学校の名称

在学する高等学校長名

印

下記の者は、福島県保育士修学資金特別貸付実施要領の規定による保育士修学資金特別貸付を受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

種 別	保 育 士 特 別 貸 付
入学予定養成施設	
入学予定年月日	年 月 日入学予定
氏 名	
所 見 ※人物・学業成績等の所見に加え、卒業後、保育士として、福島県内でその業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記入してください。  ※「学業成績」は、高校の成績証明書等を添付してください。	
推薦順位	位／ 人中 ※推薦人数に対して

# 保育士修学資金特別貸付借入申込に関する 福祉事務所長意見書

借入申込者記入欄	(フリガナ) 借入申込者		住所	〒	—
	借入資金名		申込金額	円	
			内 訳	修学資金：円 (月額 円) 入学準備金	
	保育士修学資金特別貸付の借入を必要とする理由				
福祉事務所長記入欄	保護の状況	保護開始日			
		主 原 因			
		種 類			
	貸付に対する意見				
上記のとおり意見を述べる。					
年 月 日					
福祉事務所長 _____ 印					
社会福祉法人 福島県社会福祉協議会長 様					

(様式4)

福 社 協 発 第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人  
福島県社会福祉協議会長

### 保育士修学資金特別貸付（承認・不承認）決定通知書

このたび申し込みのありました、福島県保育士修学資金特別貸付については、下記のとおり決定されましたので、通知します。

#### 記

- 1 選考結果 貸付を承認します ・ 貸付を不承認とします
- 2 特別貸付を承認された方へ（以下は、貸付を承認した場合のみ記載）  
申請のあった特別貸付は、下記のとおり承認されましたので確認してください。なお、この決定通知の日より起算して14日以内に、下記の書類を在学する高等学校の長を通して本会まで提出してください。提出がない場合は、貸付を辞退したものとみなします。  
借受人番号は今後必要となりますので、本決定書は保管して下さるようお願いいたします。

借受人番号	
借受人氏名	
貸付金額	①修学資金 円 (月額 円× か月分( 年 月～ 年 月))
	②入学準備金 円
	③貸付決定金額合計 円(①+②)
提出書類 (決定通知の日から起算して14日以内に在学する学校の長を経由して提出)	① 保育士修学資金特別貸付借用証書(連帯保証人と連署したもの)(1部) ② 誓約書(1部) ③ 連帯保証人の印鑑証明書(1部) ④ 保育士修学資金特別貸付送金口座(申込・変更)申請書(1部) ⑤ 保育士修学資金特別貸付に伴う個人情報の取扱いに関する同意書(借受人及び連帯保証人のもの各1部)

- 3 書類の提出先(在学する高等学校の長を通して)

「福島県社会福祉協議会 施設支援課」

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 電話 024-523-1256

(様式5)

## 誓 約 書

私は、福島県保育士修学資金特別貸付実施要領の規定に従い、卒業後、福島県内において保育業務に従事することを誓約します。

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所

氏 名

印

(借受人番号)

私は、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務の一切を連帯して負担します。

(連帯保証人) 住 所

氏 名

実印

保育士修学資金特別貸付送金口座

申込  
変更

申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

借受人番号			
申出の事由	1:新規 2:口座の変更 4:その他 ( )		
住所	〒 -		
フリガナ	生年月日		
氏名	印		年 月 日 ( 歳)

私は、次のとおり保育士修学資金特別貸付送金口座を( 申し出 ・ 変更を申し出 )ます。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関】

振込先	(金融機関等の名称)				(支店名称)				
	口座の種類	1:普通預金				2:当座預金			
	口座番号 (左づめ)								
口座名義	フリガナ								

【ゆうちょ銀行】

振込先	(金融機関等の名称)				(店名称) ※漢数字で記入				
	ゆうちょ銀行				店				
	口座の種類	1:普通預金 (総合口座・通常預金)				2:貯蓄預金 (通常貯蓄預金)			
	口座番号 (左づめ)								
口座名義	フリガナ								

※口座名義は原則借受人名義とする。

※通帳のコピー (名称・支店名・口座名義等が記載されている部分) を添付すること



## 福島県保育士修学資金特別貸付に伴う個人情報の取扱いに関する同意書

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「保育士修学資金特別貸付」（以下「特別貸付」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年 11 月、個人情報保護委員会）に基づいて、「福島県社会福祉協議会個人情報保護規程」及び「福島県社会福祉協議会におけるコンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」により運用します。

### 記

#### 1. 個人情報の利用目的

特別貸付の適正、かつ、円滑な運用を図るため、修学の状況及び学業の状況、生活状況を含めた所在状況を把握するため、個人情報を取得し、利用します。

#### 2. 個人情報の利用

特別貸付に係る事務を掌るため、上記 1 の範囲内で県社協の担当職員が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲内において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

##### (1) 高等学校又は大学、保育士指定養成施設

貸付の申込・決定等に関わる業務を遂行するため、借受人（連帯保証人、家族、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について提供します。

##### (2) 他の都道府県社会福祉協議会

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人の情報及び県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

##### (3) 市区町村行政等の機関

居住地等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのために、転出入先の市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

##### (4) 各種金融機関

特別貸付の交付に関する払込、特別貸付の返還に伴う口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行います。

##### (5) その他の関係機関

修学している（予定を含む）学校、又は勤務先等に対して、事実確認のために情報の提供をし、又は情報の提供を受けます。

#### 3. 利用目的外の利用の制限

本事業を通して収集した個人情報については、上記 2 による場合を除き、あらかじめ本人の同意なく第三者への提供は行いません。なお、借受人相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、下記の例による場合など、県社協規程に基づく場合に限り、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者へ個人情報を提供することがあります。

##### (1) 法令又は条例の規定に基づく場合。

##### (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。

##### (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

#### 4. 個人情報の管理

- (1) 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい、滅失、き損のないように努めます。
- (2) 個人データを管理する情報システムについては、県社協事務局長をシステム管理者とし、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。また、コンピュータの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。
- (3) 特別貸付に関わる個人情報については、特別貸付の返還が完了した月が属する年度から起算して5年が経過した時点で、破棄又は削除します。

#### 5. 保有個人データの開示等

県社協の個人情報保護規程による保有個人データについて、その開示の申し出が書面又は口頭によりされた場合には、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をします。

ただし、開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、県社協の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には開示しません。

#### 6. 苦情対応窓口

県社協は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときには迅速・適切に対応します。もし、特別貸付について苦情がある場合には、下記の苦情受付担当者までお申し出ください。

(苦情受付担当者) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会施設支援課長

(苦情対応責任者) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会事務局長

住所 〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 111 番地

電話 024-523-1256 F A X 024-521-5663

電子メール [shisetsu@fukushimakenshakyō.or.jp](mailto:shisetsu@fukushimakenshakyō.or.jp)

**【同意書】** ※申請者及び連帯保証人ともに提出してください。

各項目について理解・同意いただける場合には口内にチェックを入れ、自署・押印してください。

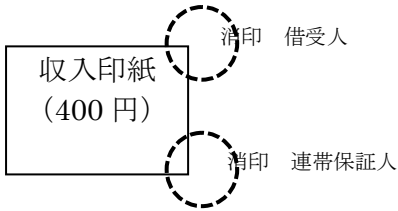
私は、本書により貴会における個人情報の取扱いについて理解しました。

私は、特別貸付の借入に伴い、申請書などの提出書類に記載した個人情報について、本書ならびに福島県社会福祉協議会の規程に基づいて取り扱われることに同意します。

年 月 日

署 名

印



(様式 8)

## 保育士修学資金特別貸付借用証書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

借受人番号	※貸付開始年月日		
入学予定 養成施設			
借受人の住所 (日常の連絡先)	〒 -	電話	
フリガナ	生年月日		
氏 名	印	年 月 日 ( 歳)	

私は、特別貸付の借受人として、福島県保育士修学資金特別貸付実施要領を承知し、保育士の資格を取得し、福島県内の福祉施設等で保育業務に従事することを誓約します。  
上記の誓約に反した事項が発生したときは、貸付を受けた修学資金を返還します。

月 額	円
借入月数	か月
入学準備金	円
借用金額合計	円

連帯保証人 住 所  
氏 名

実印

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一、借受人が履行しない場合は、その債務の一切を負担することを確約いたします。

- (備考)
- ※印欄には記入しないでください。
  - 連帯保証人は、申請書に記載された方と同一の方となります。
  - 借受人は「認印」、連帯保証人は「実印」を押印し、印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）を添付してください。
  - 収入印紙(400円)を貼付し、借受人及び連帯保証人の消印をしてください。

1. この保育士修学資金特別貸付金は、「福島県保育士修学資金特別貸付実施要領」に記載された事項を厳守し、使用すること。
2. 借受人は、養成施設入学後に、現行貸付を受け、第1回目の修学資金の貸付を受けた後、本事業による特別貸付金を速やかに返還するものとする。その返還に際しては、本事業による債権と現行貸付による債務を相殺するものとする。  
(本事業による特別貸付金を現行貸付による修学資金及び入学準備金とみなし、養成施設に入学した当初の修学資金及び入学準備金を交付する際、特別貸付金相当分を控除するものとする。)
3. 借受人が福島県保育士修学資金貸付実施要領第12の規定に該当した場合は、貸付額を一括返還するものとする。
4. 借受人や連帯保証人は、特別貸付の返還が終わるまで、次の事項が生じたときは直ちに所定の様式を使用し「福島県社会福祉協議会」に届け出ること。
  - (1) 借受人の住所・氏名・勤務先に変更があったとき。(様式9)
  - (2) 連帯保証人の氏名・住所又は職業、その他の重要な事項に変更があったとき。  
(様式10)
  - (3) 借受人が在学中の学校を休学、停学、退学、復学したとき。(様式11)
5. 特別貸付は、あなたへの「貸付」です。貸付けの条件を厳守してください。これを守らない以下の場合、貸付けた特別貸付金は一括返還となります。
  - (1) 特別貸付の貸付けを辞退したとき。
  - (2) 虚偽その他不正な方法により特別貸付の貸付を受けたことが明らかになったとき。
  - (3) 死亡したとき。
  - (4) その他特別貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
6. 特別貸付金が返還となり、定められた期限までに返還しない場合は、返還すべき額につき年3%の延滞利子を徴収します。  
また、連帯保証人は、これらの債務を連帯して負うため、福島県社会福祉協議会から請求された場合は、意義を申し立てられません。

## 保育士修学資金特別貸付借受人異動事項等届出書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(届出者) 住 所  
氏 名  
電話番号  
借受人との関係

印

福島県保育士修学資金特別貸付の借受人としての届出事項について、変更等があったので下記のとおり届出ます。

借受人番号		
借受人氏名	(旧)	(新)
住 所	(旧) 〒 -	(新) 〒 -
電話番号(携帯 電話を含む)	(旧)	(新)
死亡・所在不明	年 月 日 (確認できる証明書等の写しを添付)	
その他 (上記の理由)		

注) 死亡の場合、除籍証明書(又は死亡診断書の写し)を添付すること。

## 保育士修学資金特別貸付連帯保証人届出事項変更書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所  
氏 名  
電話番号

印

福島県保育士修学資金特別貸付の連帯保証人としての届出事項について、変更があったので下記のとおり届出ます。

借受人番号		借受人氏名	
フリガナ			
連帯保証人氏名			
変更前の住所	〒 -	電話番号	
変更後の住所	〒 -	変更後の電話番号	
勤務先	名 称 :	職 種	
	所在地 :		
変更後の勤務先	名 称 :	職 種	
	所在地 :		
変更理由			

# 保育士修学資金特別貸付 現況届

## (休学・停学・退学・復学等)

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(届出者) 住 所  
氏 名  
電話番号

印

下記の事項について届出ます。

借受人番号		借受人氏名	
届出事項	貸付停止 ・ 貸付再開 ・ 貸付辞退 ・ 貸付期間の延長		
届出理由	1 在学する学校の休学・停学(その期間→ ) 2 在学する学校の退学 3 在学する学校への復学 4 その他(理由を以下に記載し、その事実を証明する書類を添付してください。)		
休学・停学期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで		
退学・復学をした期日	年 月 日(退学・復学)		
借受人と届出者との関係			
届出事項の発生年月日	年 月 日		

注1) 提出理由の1~4の場合は、在学する学校の長の証明を受けること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

在学する高等学校名  
在学する高等学校の住所  
在学する高等学校長名

印

## 保育士修学資金特別貸付返還届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所  
氏 名  
電話番号

Ⓜ

福島県保育士修学資金特別貸付による貸付を受けた修学資金を、下記の理由により返還します。

借受人番号		借受人氏名	
借用金額	円 (貸付を受けた総額)		
返還方法	一括返還		
返還理由 (該当項目に ○印を付けて ください)	1 辞退 2 休学、停学、退学 3 死亡 4 その他 (以下に記入してください。)		



(様式 13)

福 社 協 発 第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人  
福島県社会福祉協議会長

### 保育士修学資金特別貸付返還通知書

あなた様に貸し付けております保育士修学資金特別貸付については、下記のとおり返還となりますので通知します。

なお、特別貸付の返還は、下記により返還していただきますようお願いいたします。振込手数料は、特別貸付の貸付金の返還とは別途ご負担をお願いいたします。返還が遅延した場合は「延滞利子」（返還期限の翌日から返還の日までの延滞日数に応じ、年3%の割合。）を徴収します。

借受人番号			
借受人氏名			
借用金額	円	返還金額	円
返還方法	一括返還 本会指定口座へ送金（※下欄の送金口座に送金ください。）		
返還期限	一括返還 ⇒ 年 月 日まで下記口座に送金してください。 ※金融機関が休業日にあたる時は、その翌日の営業日。 ※送金手数料は別途負担ください。		
送金口座	①金融機関名 ②支店名 ③預金種類 普通・当座 ④口座番号 ⑤口座名義		